

地方厚生局長への届出事項に関する事項 (施設基準等について)

当院は施設基準等について、以下の届出を関東信越厚生局に行っています。

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

一般名処方

明細書発行体制等加算

長期収載品の選定療養

診療報酬に関する各加算について

■医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しております。

当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報 その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

■一般名処方

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付しております。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、商品名ではなく成分名で表記した処方箋のことです。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

■明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

ただし、明細書には使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。明細の発行を希望されない場合は受付窓口にてその旨お申し出ください。

■長期収載品の選定療養

2024年度診療報酬改定より、長期収載品(後発医薬品がある先発医薬品)の選定療養が2024年10月1日から導入されています。

患者様のご希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を選定療養費として自己負担していただく仕組みです。

対象対象外となる医薬品等の詳細は厚生労働省のホームページなどをご参照ください。

※長期収載品とは後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品